

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年6月13日

水曜日

第4363号

目次

告示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 1
- 指定障害福祉サービス事業者の指定 2

公告

- 特定非営利活動法人の設立認証の申請
- 県営土地改良事業の工事の完了 3

正誤

- 平成30年3月30日付け号外(30)富山県訓令第6号 4

告示

富山県告示第323号

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年6月13日

富山県知事 石井 隆 一

朝日丘(2)地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村	大字	字	地番	標柱番号
氷見市		朝日丘		道路	標柱1号
		〃		461番6	標柱2号
		〃		道路	標柱3号

		〃	492番5	標柱4号
		〃	897番22	標柱5号
		〃	906番20	標柱6号
		〃	925番1	標柱7号
		〃	1番	標柱8号
		〃	4321番	標柱9号
		〃	151番1	標柱10号
		〃	155番3	標柱11号

(砂防課)

富山県告示第324号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成30年6月13日

富山県知事 石井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援	平成30年6月1日	1611600147	特定非営利活動法人知的障害者のくらしを考える会	中新川郡立山町道源寺851番地	わくわくファームきらり	中新川郡立山町上金剛寺563番地

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり

公告する。

平成30年6月13日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成30年5月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人とやまヘリテージ協議会

3 代表者の氏名

丸谷 文恵

4 主たる事務所の所在地

富山県高岡市吉久2丁目7番33号

5 定款に記載された目的

この法人は、富山県ヘリテージマネージャーとその活動に賛同する個人・団体が、互いに交流・情報発信および研修を行い、関係機関とも連携をとりながら、富山県各地域の歴史的まちなみ・建造物を生き活きと残し、その文化・暮らしを将来に伝えていくと共に、文化的歴史的建造物等の発掘評価・保全活用提案をし、地域の方と一緒に暮らしやすいまちづくりの促進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

平成30年6月13日

富山県知事 石 井 隆 一

地 区	事 業 名	工事完了年月日
吉城寺	ため池等整備事業	平成24年12月19日
室田	ため池等整備事業	平成25年8月6日

坪野	ため池等整備事業	平成26年2月6日
島尻	ため池等整備事業	平成26年2月13日
小川	農業用河川工作物応急対策事業	平成26年3月10日
黒部川合口	基幹水利施設ストックマネジメント事業	平成26年3月28日
田甫上池	ため池等整備事業	平成26年10月21日
新川中部	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	平成27年12月8日
若栗北部	経営体育成基盤整備事業	平成28年6月7日
飯沢栃沢	経営体育成基盤整備事業	平成28年12月15日
片貝川沿岸	ため池等整備事業	平成29年3月15日
坪野長池	ため池等整備事業	平成30年3月16日

~~~~~  
**正 誤**  
 ~~~~~

平成30年3月30日付け号外(30)富山県訓令第6号「富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令」中

頁	行	誤	正
5	上から5	非常勤の講師	非常勤の講師に対する報償費
〃	下から9	非常勤の講師	非常勤の講師に対する報償費
7	下から1	1号を加える改正規定	5号を加える改正規定(第23号に係る部分に限る。)
8	上から1	2号を加える改正規定	5号を加える改正規定(第26号及び第27号に係る部分に限る。)